

守ろう育てよう介護保険

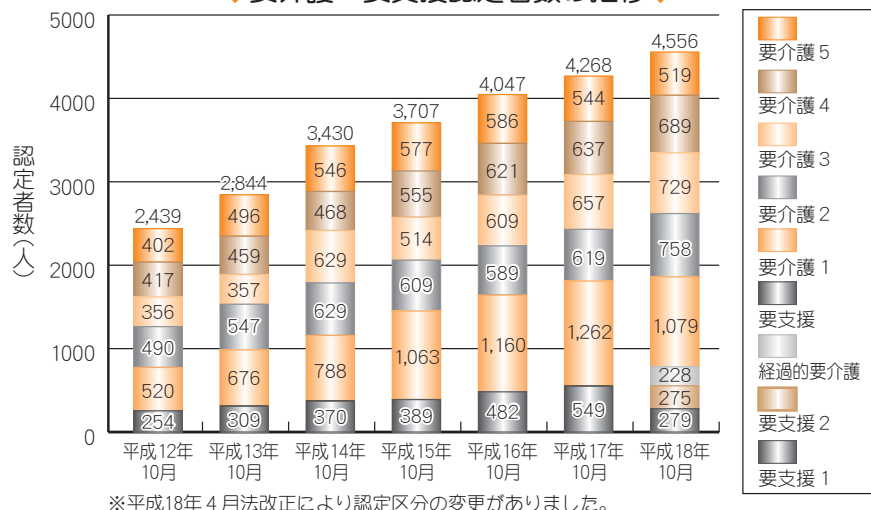
▶ 介護保険課 ☎(20)3022

介護保険制度は誰もが、いつまでも安心して生活できるようにみんなで支えあう制度です。介護が必要になった場合には、本人や家族で悩まずに、上手に介護サービスを利用しましょう。

佐野市の要介護・要支援認定者数の動向

◆要介護・要支援認定者数の推移◆

佐野市の65歳以上の人口は、平成18年10月では27,690人で、総人口に対する比率は21.8%になります（住民基本台帳より）。要介護・要支援の認定者数は、右表のとおり年々増加しており、6年間で約2,000人増えました。なお、平成18年10月時点の認定率（65歳以上の人口に対する認定者数の割合）は約16.4%です。



介護保険のサービスを利用するには

手続きは次のとおりです。

《要介護認定申請からサービス利用まで》



要介護・要支援認定の申請

介護保険課(本庁舎)、田沼および葛生総合窓口課健康福祉係で申請手続きをしてください。

【必要なもの】 要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証、40歳以上65歳未満の方は医療保険被保険者証の写し

要介護・要支援の認定

- ・市職員等の調査員による訪問調査
 - ・主治医意見書の提出
- ⇒介護認定審査会で審査判定をします。

認定結果の通知

介護保険課より認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

要介護 1～5

介護サービスの利用

要支援 1・2

介護予防サービスの利用

非該当

地域支援事業
(介護保険以外のサービスが受けられます)

【在宅で介護サービスを利用する方は、介護支援専門員(ケアマネージャー)に相談し、サービスの利用を開始してください。要支援1、2の方は地域包括支援センターへご相談ください。】

※地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの生活の総合的な支援を行います。専門職員(保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー)が連携して対応します。

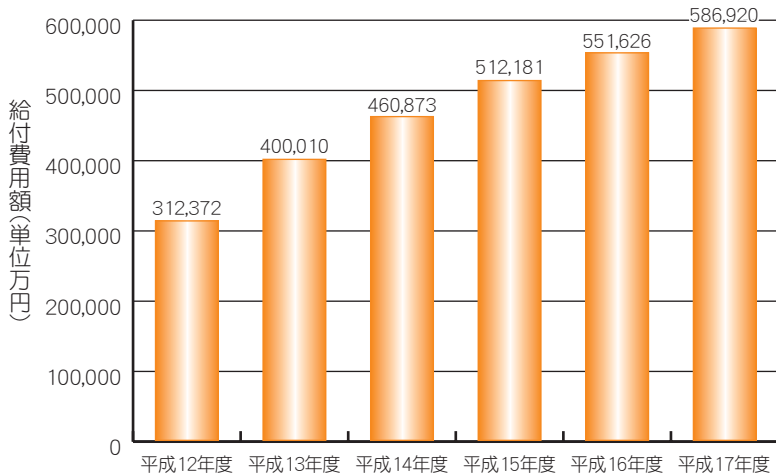
名 称	所在地	電 話
地域包括支援センター さの社協	大橋町3212番地27	22-8129
地域包括支援センター 佐野市民病院	田沼町1436番地	62-8281



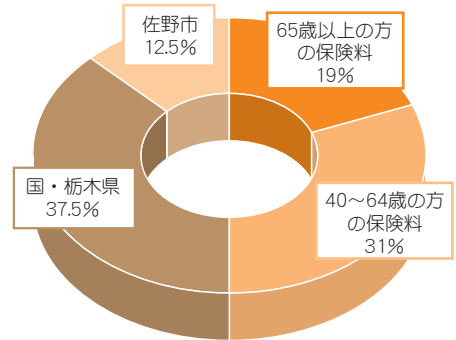
▼ 佐野市の介護給付費用額の推移

介護保険の給付に必要な財源は、みなさんの介護保険料と公的負担で賄われています。平成17年度の介護保険給付費状況は、約58億6,920万円です。平成12年度からの給付費用の伸び率は約87.9%増になります。

◆介護保険給付費用総額の推移◆



◆介護給付費の財源◆



※負担割合は平成18年度～20年度です

▼ 利用している介護保険サービスをきちんと確認しましょう

介護サービスを利用している方には、「介護保険給付費通知書」で介護給付費をお知らせしています。通知書が届いたら支払金額などの記載内容と、サービス提供事業者などからの領収書や居宅介護支援事業者から渡される利用月のサービス利用票と見比べて確認しましょう。実際に利用したサービスと通知書の内容が異なる場合は、ケアマネージャーやサービス事業者、介護保険課にご相談ください。自分に合った介護サービスを利用しながら自立した生活を目指しましょう。

▼ 介護保険料はきちんと納めましょう

災害や特別な事情等もなく介護保険料を納めないでいると、介護サービスを利用するとき介護保険給付が制限されることもあります。介護が必要になったときに安心してサービスを利用するためにも、介護保険料はきちんと納めましょう。納付書で納める方は、納め忘れのない口座振替をご利用ください。

▼ 介護サービス情報の公表が始まりました

これは、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を、インターネットを通じて提供するしくみです。いつでも誰でも自由に情報が入手できる便利な制度を、ぜひご利用ください。都道府県や指定情報公表センターなどのホームページから閲覧できます。※詳しくは、とちぎ介護サービス情報調査公表センター（栃木県社会福祉協議会） ☎ 0 2 8 (6 1 6) 1 2 6 0 へお問い合わせください。

